

-院内感染防止対策に関する取組事項-

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院は患者・家族はもとより、病院に関わる全ての人達を感染から守るために「標準予防策」を基本とした対策と感染経路に応じた予防対策を実践します。また、病院内外の感染情報を全職員が共有し、異常を速やかに察知し迅速に対応します。院内において発生した感染事例は、速やかに予防策の実施及び評価を行い、感染対策の改善に努めます。

2. 院内感染対策組織に関する基本事項（取り組み）

当院の感染制御を円滑に運営するために**感染管理部門を設置**しています。院内の感染防止対策に関する全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内の感染対策の中核的な役割を担います。また、感染管理に関する方針の作成、事案の協議、承認機関として**院内感染対策委員会を設置**委員会は月1回開催し、必要時は随時開催します。

さらに感染対策の実践と推進を行う**感染対策チーム（ICT）を設置**、抗菌薬の適正な使用の推進を行う**抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置**し、週1回のICT/ASTミーティングや院内ラウンドを行い、現場における諸問題に迅速に対応および介入しています。

3. 院内感染対策に関する職員研修の取り組み事項

当院は職員の感染防止対策に対する認識・知識・技術向上を図るため、**全職員を対象**とした感染防止対策に関する研修を**年2回以上実施**しています。さらに**抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を年2回以上実施**しています。

4. 感染症発生状況報告に関する取組事項

薬剤耐性菌や感染対策上、問題となる細菌の検出状況を毎日、当該部署へ広報し注意喚起します。また、院内における薬剤耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、感染対策チームで検討および現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する取組事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合、当該部署よりICTへ報告されICTは速やかに現状の確認や疫学調査を行い感染経路の特定を行い感染拡大を防止します。また、必要時に応じて院内感染対策委員会を召集し、各種の報告、連絡を行います。また、法令で定められた感染症が特定された場合は速やかに管轄保健所に届け出・報告します。

6. 患者様およびご来院された皆様への情報提供に関する取組事項

感染症の流行が見られる場合は、ホームページ、院内におけるポスター掲示等において情報提供を行います。

